

2号機 非破壊検査装置で使用する放射線源の収納不良について（続報）

平成18年3月30日

本日お知らせする内容

その後の
状況

平成18年3月29日、未収納となっていた放射線源を収納容器ごと、遮へい機能を持った輸送容器に回収し、放射線源を取り扱うための専用設備のある施設へ搬送しました。

なお、回収にあたっては、適切な放射線防護対策を講じた上で実施したことにより、当該作業に関わった作業員の方の被ばく線量は、1日の管理線量値（1ミリシーベルト）を十分下回っており、放射線管理上の問題はありません。

これまでにお知らせした内容

(平成18年3月17日お知らせ済み)

発生場所

2号機（定期点検中）
：沸騰水型、定格電気出力84キロワット

発生日

平成18年3月17日

発生時の状況

平成18年3月17日午前8時30分頃、原子炉建屋1階（放射線管理区域内）の放射性廃棄物処理系の部屋において、配管溶接部の非破壊検査（ガンマ線透過写真撮影）（1）を実施していた検査会社より、写真撮影に使用した放射線源が収納容器に収納できない旨の連絡を受けました。

検査会社は、同時刻、磐田労働基準監督署に事象の報告（2）をしました。

なお、当該場所は人が不用意に立ち入らないよう常時施錠管理されているうえ、更に当該線源を鉛マットで覆うことにより放射線防護措置を実施していることから、安全上の問題はありません。

また、当該作業に関わった作業員の方の被ばく線量は、1日の管理線量値（1ミリシーベルト）を下回っており、放射線管理上の問題はありません。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

原因と対策

引き続き、原因調査を実施し、放射線源の収納を行います。

お知らせ基準

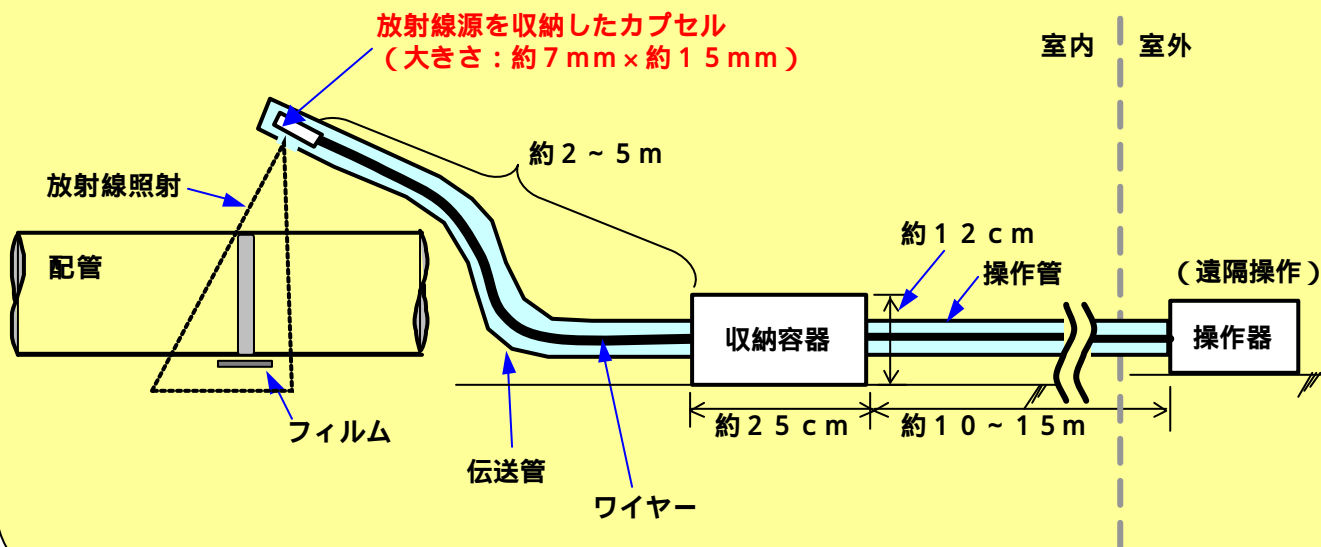
運転情報「表2-20(その他)」に該当します。

- 1 本検査は、ガンマ線を出す放射線源を溶接部付近に設置し、溶接部を透過してくる放射線の写真撮影により傷の有無を確認します。
- 2 電離放射線障害防止規則に基づき、放射線源が収納容器に収納できなくなった場合は、労働基準監督署に報告する必要があります。

以上

非破壊検査装置 概要図

通常測定時



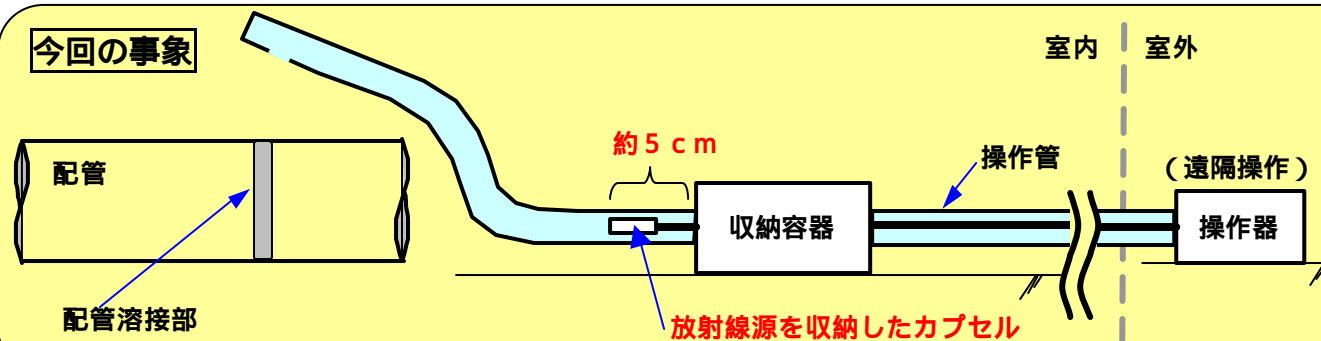
検査の目的

- ・配管溶接部内部の傷の有無を確認

検査の方法

- ・ガンマ線を出す放射線源（カプセルに収納）を遠隔操作で溶接部付近に移動させ、溶接部を透過して撮影する。
- ・撮影終了後、放射線源を収納容器に収納する。

今回の事象

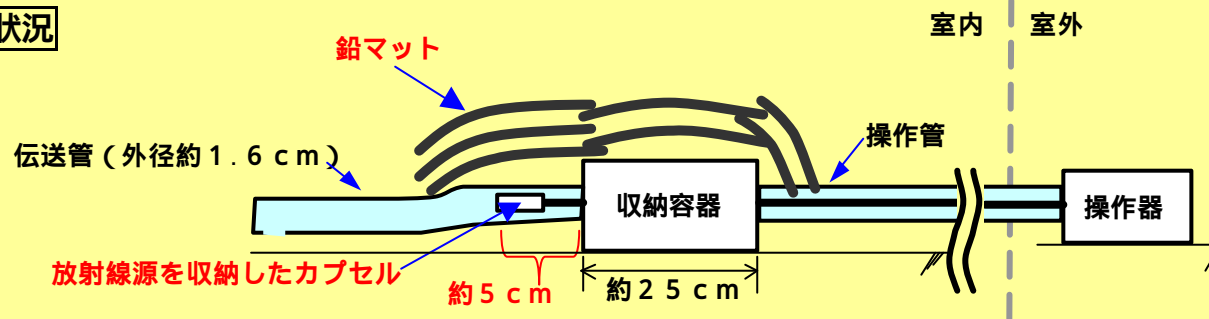


状況

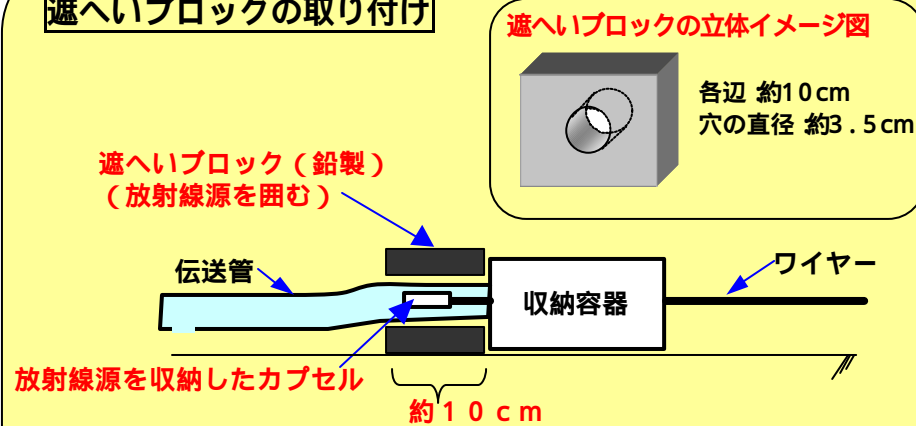
放射線源（カプセルに収納）を遠隔操作で収納する際、収納容器の手前で収納できなくなった。

放射線源及び収納容器の回収イメージ

回収作業開始前の状況



遮へいブロックの取り付け



回収作業時の被ばく低減のため、放射線源を取り囲むように遮へいブロックを挿入し、収納容器に固定

輸送容器への回収

遮へい機能を持った輸送容器 (鉛製)
(大きさ: 直径約55 cm × 高さ約70 cm、鉛の厚さ約9 cm)

